平成２１年（フ）第４５１２号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目６番20号
債務者　福本　小枝（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５０２号
大阪府箕面市桜ケ丘４丁目13番２－Ｃ203号
債務者　渡邊　純子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５０７号
大阪市天王寺区四天王寺１丁目８番６号
債務者　彦坂他津子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７３７号
大阪市平野区瓜破３丁目２番85―301号
債務者　山田　奈々（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４３９号
大阪市生野区舎利寺２丁目16番６号
債務者　吉川こと　李　　永子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６３２号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目24番13号
債務者　金本福美こと　文　　舜福
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６８６号
大阪府八尾市久宝園１丁目94番地　寿マンション117号
債務者　塚田　秀信
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７２９号
大阪府大東市深野４丁目17番82号
債務者　早田　朱美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７９１号
大阪府豊中市箕輪２丁目５番15―201号
債務者　上月　昭子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８０９号
大阪市浪速区敷津東１丁目７番16―406号
債務者　内山　康志
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８４５号
大阪市東住吉区山坂３丁目１番11号
債務者　佐伯　佳恵
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８４８号
大阪府枚方市養父西町27番35―301号
債務者　佛願由里子（旧姓濱野）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８４９号
大阪市福島区海老江８丁目７番８―205号
債務者　和田　範之
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８５１号
大阪市浪速区敷津東３丁目10番24―304号
債務者　指宿　周五
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８５２号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目28番８号
債務者　木津川　譲
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８６６号
大阪市西成区南津守４丁目１番22―403号
債務者　植木　貴代（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３７号
大阪府富田林市喜志町１丁目12番18号
債務者　河上　正次
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９３９号
京都市西京区山田南山田町16―２　第46長栄ＭＫフレグランス桂202号室、住民票上の住所兼申立時の住所大阪府羽曳野市向野２丁目７番15号
債務者　武島　一仁
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係